平成２６年度第１回千葉市生涯学習審議会　議事録

１　日　　時

平成２７年３月１９日（木）　午後１時３０分から午後３時４０分まで

２　場　　所

千葉市教育委員会第一会議室（千葉市中央区問屋町１－３５）

３　出 席 者

（１）委員

西川明委員（会長）、秋葉英一委員（副会長）、岩切裕委員、小川直哉委員、小椋政子委員、片桐美和子委員、金田榮弘委員、北山洋一委員、上妻陽子委員、髙塚隆委員、田原洋子委員、鳥越將功委員、松波真由美委員

（１３人）

（２）事務局

朝生生涯学習部長、松尾中央図書館長、増岡生涯学習振興課長、廣森生涯学習振興課統括管理主事、土肥生涯学習振興課生涯学習係長、内藤生涯学習振興課事業推進係長、小野生涯学習振興課主任主事、石川生涯学習振興課主任主事（以上、教育委員会事務局）

渡邉健全育成課長（以上、こども未来局）

（９人）

４　議　　題

（１）第４次千葉市生涯学習推進計画の進捗状況について

（２）第５次千葉市生涯学習推進計画の基本的な考え方について

（３）放課後子どもプランの推進事業の評価について

（４）その他

５　会議経過

別紙のとおり

午後１時３０分 開会

○司会（土肥係長）　これより平成２６年度第１回千葉市生涯学習審議会を始めます。

なお、本審議会は、千葉市情報公開条例第２５条に基づき会議を公開し、傍聴を認めております。本日、傍聴人の方はいらっしゃいません。

また、議事録につきましても、公開することとなっております。

議事録の内容につきましては、会長の承認をもって、本審議会の承認とさせていただきますので、ご了承願います。

本日の委員の出欠状況ですが、浅野委員及び長澤委員がご都合により欠席されております。

千葉市生涯学習審議会設置条例第６条第２項の規定により、本会議の開催には過半数の委員の出席が必要ですが、本日は１３人の委員に出席いただいており、会議は成立しております。

○事務局（朝生生涯学習部長）　生涯学習部長の朝生でございます。

審議会の開催に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆さま方には、大変、ご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素から生涯学習施策に推進につきまして、ご指導、ご助言を賜りましておりますこと、この場をお借りしてお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

本日の議題は大きく二つでございまして、生涯学習推進計画と放課後子どもプランについてご意見をいただきたいと思います。

この４月から、全国的に教育委員会制度が大きく変わってまいります。市長と教育委員による「総合教育会議」が設置され、いろいろな意見交換がこれから展開されてまいります。また、併せて定めることとされた「教育大綱」をなす大きな二つの柱が「学校教育推進計画」と「生涯学習推進計画」であります。これに沿って千葉市の教育行政が展開していくこととしております。

放課後子どもプランにつきましては、子どもたちの安全・安心な居場所づくりや、学力問題などが注目されている中、放課後に教育委員会で何ができるか、非常に重要で喫緊の課題でございます。

是非とも、本日は慎重かつ闊達なご審議をお願い申し上げて、あいさつと代えさせていただきます。

委員紹介

○司会（土肥係長）　前回の審議会から、委員の改選がございましたので、新しい委員の皆様をご紹介させていただきます。

（新委員紹介）

職員紹介・資料確認

○司会（土肥係長）　それでは次に、教育委員会をめぐるこれまでの動きについて、生涯学習振興課長の増岡より説明させていただきます。

教育委員会をめぐるこれまでの動き

○事務局（増岡生涯学習振興課長）生涯学習課長の増岡でございます。

審議に入る前に、教育委員会をめぐるこれまでの動きについて簡単にご説明させていただきます。

まず、平成２７年４月１日より施行される「教育委員会制度改革」についてですが、まず、教育行政の責任を明確化させるため、これまで教育委員会の代表でありながら非常勤であった「教育委員長」と、教育委員会の事務をつかさどる「教育長」を一本化し、新たな責任者として「教育長」を設置し、直接首長が任命することになりました。

ただし、現在の「教育長」の任期が満了するまでは現制度のままとなりますので、本市では平成２９年４月１日より、新制度に移行することとなる予定です。

次に、首長が、首長と教育委員会により構成される「総合教育会議」を設置し、教育の振興に関する施策の大綱の策定や教育に関する重要・緊急の案件について協議・調整を行うことになりました。

この「大綱」の内容や既存の計画との関連については、今後、総合教育会議を経て決定していくことになっております。

続いて、市議会との関係ですが、平成２６年第２回定例会において「放課後の子ども達の育成」について質問があり、今後の放課後の子どもの居場所づくりについては、子ども未来局とも連携しながら検討をすすめていくと答弁しました。

また、同じく第２回定例会から平成２７年第１回定例会にかけて「公民館のあり方」についての質問があり、今後の公民館のあり方については、「地域活動の充実」、「多世代交流の場」、「生涯学習ニーズへの対応」、「社会教育活動の活性化」などの役割を果たすとともに、多様な方々に幅広く利用される「地域の総合交流拠点」として、様々な視点から総合的に研究を進めていること、管理運営形態については、民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上を図ることができる指定管理者制度も、有力な手法の一つと考えていることを答弁しました。

長くなりましたが、それでは、本日のご審議、よろしくお願い申し上げます。

議題１　第４次千葉市生涯学習推進計画の進捗状況について

○西川会長　議題１　第４次千葉市生涯学習推進計画の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）

議題１「第４次千葉市生涯学習推進計画の進捗状況」について、ご説明いたします。

本日は、前回の会議から１年が経過した上、初めてご出席される委員の方もいらっしゃいますので、第４次計画の概要について、改めて簡単に説明させていただきます。

お手元の「第４次千葉市生涯学習推進計画」【概要版】」をご覧ください。

まず、「計画策定の趣旨」ですが、本計画は、本市を取り巻く状況等を踏まえ、生涯学習を進める上での目標や施策展開の方向性・体系を明らかにするため策定したものです。

見開き２ページ、３ページをお開きください。

本計画の「計画期間」は、右上にございますとおり、平成２３年度から２７年度の５年間となっており、来年度が最終年度となります。

「計画の目標」としましては、「市民相互のふれあいによる学習活動を通して新たな可能

性と価値を生み出す地域づくりを推進する」という目標を掲げております。

そして、この目標を達成するために、「学習成果が「生きる」地域づくりを進める」「市民生活や地域社会の課題を「学ぶ」学習機会を提供する」「学びを「支える」環境づくりを進める」という３つの方向で施策を展開しており、資料の最終ページの施策体系に基づき、３０４の事業を実施しております。

続いて、評価方法についてご説明します。

計画書本編１０１ページをお願いします。

評価についての基本的考え方を記載しております。先ほどご説明した計画の目標、施策展開の方向性、基本施策、具体施策、個別事業といった、施策体系ごとに活動指標及び成果指標を設定し、評価を行いますが、評価指標については、活動指標・成果指標とも２種類設定しております。

まず、１０２～１０５ページをご覧ください。「計画目標」、「施策展開の方向性」及び「基本施策・具体施策」に共通の評価指標である活動指標です。施策体系の各段階に応じて、表中左から２番目の列に列記しておりますとおり、それぞれ評価項目を設定し、これに応じて３０４の個別事業の実績を足し合わせたものについて活動指標を設定し、評価します。

例えば、一番左「施策体系」の項の上から４番目グレーの網掛けの小さな欄の「具体施策１－１　地域づくりを進める団体活動を支援する」では、一つ右の「評価項目」欄に記載のとおり、「団体活動を支援したことによりどれほど学習者が増えたか」と言う視点から、右側・１０３ページに記載した２１年度実績をもとに、一番右の欄、２７年度の活動指標を設定し評価します。

左側１０２ページにお戻りください。先ほどの「具体施策１－１」の一つ上、「基本施策１　地域での学習活動を支援する」では、

「Ａ　団体活動を支援したことによりどれほど学習者が増えたか」、及び、「Ｂ　学習成果を生かして地域活動に携わる者が増えたか」という視点から、右側・１０３ページに記載した活動指標を設定し、評価しております。

算出方法については、１０３ページ側の「目標値の内訳」の項にあるとおりとなっておりますが、「具体施策」の積み上げが「基本施策」に、「基本施策」の積み上げが「施策展開の方向性」に、最後に最上位の「施策体系」にあるＡ～Ｅの５つの評価項目に積み上がる構成になっております。

１１１～１１２ページをご覧ください。３０４の個別事業のうち、特に計画の核となる３１事業を重点個別事業として、事業ごとに活動指標を設定し、評価します。事業名、指標は記載のとおりです。

１０６ページをご覧ください。ここまでは、活動指標による評価でしたが、計画目標については、１０１ページに記載のとおり、活動指標に加え、成果指標も同時に設定し評価を行うこととしております。

ここでは、「地域教育力移行率」という本市独自の指標を設定し評価を行います。

１０７ページ下半分に記載の「※２　地域づくりにかかわる学習機会提供に関する事業の年間延学習者数」を分母、同じく１０７ページ上半分に記載の「※１　年間延地域活動者数」を分子として、学習活動を支援したことにより地域づくりがどの程度進んだかを、把握・評価しようとするものです。

１０８ページ～１１０ページをご覧ください。最後に、市民へのアンケートにより施策展開の方向性について、評価を行います。このアンケートは、平成２６年９月にインターネットモニターを対象として実施いたしました。

続いて、議題１の第４次計画の進捗状況と評価について、ご説明しますが、全てをご説明するのは大変お時間がかかりますので、今回は、計画の目標について、「活動指標」と「成果指標」による評価を、「施策展開の方向性」について、「成果指標」による評価を、それぞれ説明させていただきます。

資料１をご覧ください。１ページ「（１）　活動指標による評価」から説明いたします。

計画の目標評価は計画本編１０２ページに記載のとおり、Ａ～Ｅと５つの「評価項目」が設定されております。

左端が評価項目で、そこから順に右に「計画前の平成２１年度実績」「前回評価の２４年度実績」「今回評価の２５年度実績」「２４年度と２５年度との比較による増減率」「計画策定時に定めた２５年度時点で達成が望まれる中間目標」「中間目標に対する２５年度実績における達成率」「計画終了年度である２７年度の達成目標」「２７年度達成目標に対する２５年度実績における達成率」となっております。その下の「代表的な事業」の項には、この評価項目を構成する代表的な具体的事業を列記しております。

その下は「分析方向性」の項で、２５年度実績の分析を簡単に記載しております。

残念ながら、平成２５年度実績では、全項目において減となっておりますが、Ａ～Ｃについては、右端の項目にあるとおり計画終了年度である２７年度に対する達成率は達成済みか、達成率９０％以上と良好でございます。引き続き各種事業に取り組み、実績の増に努めて参ります。

評価項目「Ｄ　地域（社会全体）で子どもをはぐくむことができたか」については、平成２５年度時点で中間目標の５６％にしか到達しておらず、２７年度の目標達成は困難な状況です。要因の一つとして、計画策定当初に想定していなかった、学習指導要領の改定による授業時間数の増により、放課後の時間数が減ってしまったことや、活動の中心的役割であるコーディネーター等の協力者も業務負担や新たな協力者確保が困難などの理由から実施日数の拡充に結びつかなかったことが大きな要因であると考えられます。今後、これらの課題等に対応するため、体制整備や運営支援策を積極的に講じて参りたいと考えております。

５点目の、評価項目「Ｅ　ボランティアコーディネート件数は増えたか」も、中間目標の６８％、２７年度目標に対しては６５％であり、進捗はかなり遅れ気味であります。今後の方向性としては、これまでも様々な媒体を活用した事業周知及び各区役所等で出張相談等行っている施設もありますが、今後、一層の事業周知、窓口拡充に努めていくことが必要であると考えております。

続きまして、計画目標のもう一方の評価方法である「成果指標による評価」についてご説明いたします。

資料２ページをご覧ください。まず、「地域教育力移行率による評価」についてご説明いたします。

先ほど説明させていただいたとおり、「地域教育力移行率」は、本市独自の指標でござい

まして、ここにお示しの式によって算出し、評価しております。

進捗状況としましては、「年間延地域活動者数」「地域づくりにかかわる学習機会提供による年間延学習者数」、いずれも前年度を上回っておりさらに、教育力移行率は、２４年度の５．９４日に対し、２５年度は６．７日で０．７６日の増となっており、学習意欲とさらにこれを地域に還元したいという、市民ニーズの高まりによるものと考えられます。引き続き、双方の実績が増加するように努めるとともに、引き続き、ボランティア養成、活動支援による「学習者」が「地域活動者」になるよう図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料３ページをご覧ください。「（３）　成果指標による評価・２（市民意識調査による評価）」について説明いたします。

こちらは、３本の施策展開の方向性について、それぞれ２つの成果指標を設定し、平成２１年と２６年に市民を対象とした同じ形式のアンケートを実施し、その変遷により計画の達成状況を評価するものです。

資料２の「インターネットモニターアンケート実施結果」をご覧ください。このアンケートは、本市の広聴課が実施しているもので、市政に関連するさまざまなアンケートに対し、事前にモニターに登録した市民がインターネットを利用して回答するものです。今回の調査期間は、資料最初部分「アンケートの概要」に記載のとおり、平成２６年９月１日から９月７日まで実施し、登録されている全モニターのうち、３４．５％の１，３９０人に回答をいただきました。

資料３ページ「（３）　成果指標による評価・２（市民意識調査による評価）」を併せてお開きください。このアンケートにより６項目の成果指標について評価しました。このアンケート中の特定の選択肢の選択比率を評価指標としています。

例えば、アンケート問１の「この１年間でどのような生涯学習活動を行いましたか」という設問に対し、「ｊ　ボランティア活動・地域活動」を選択した回答比率を、資料３ページ「ア　施策展開の方向性１」の「(ア) 市民のボランティア活動・地域活動の参加状況」の実績としています。

このように６項目をそれぞれ評価したところ、４項目が達成、２項目が未達成となりました。

未達成項目は、「イ(イ)学習活動は特に必要ないと感じる市民の割合」と「ウ(ア)学習活動に関する情報が不足していると感じる市民の割合」で、これは、生涯学習に関する情報発信力が不足していることがその要因だと考えられます。

最後に、重点個別事業の平成２５年度実績は資料４・５ページのとおりでございます。時間の関係もあり、今回は説明を省略させていただきますが、多くの事業が学習成果を地域づくりに生かす内容となっており、どの事業もこの計画を推進するうえで中心を担うものばかりですので、順調に進捗している事業については、さらなる成果をめざし、進捗が芳しくない事業につきましては、改善工夫しながら事業推進を図って参りたいと考えております。

以上で、議題１「第４次生涯学習推進計画の進捗状況について」のご説明とさせていただきます。

委員の皆様から、ご意見をいただき、今後の事業推進に反映したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○**西川会長** 事務局の説明に質問や御意見などはありますか。

（異議なし）

議題２　第５次千葉市生涯学習推進計画の基本的な考え方について

○**会長**　続きまして、議題３「第５次千葉市生涯学習推進計画の基本的な考え方について」、事務局より説明をお願いします。

○**事務局（増岡生涯学習振興課長）**

議題２「第５次千葉市生涯学習推進計画の基本的な考え方について」について、ご説明いたします。

順番としましては、最初に、昨年実施した２つの「基礎調査」の集計結果について、続いて、「市を取り巻く生涯学習活動の現状と課題」それを踏まえた「第５次千葉市生涯学習推進計画基本的考え方（案）」、そして、最後に、「第５次千葉市生涯学習推進計画施策体系の基本的な考え方」を説明させていただきます。

資料２「インターネットモニターアンケート実施結果」をご覧ください。

先ほど、第４次計画の成果指標の評価に関連して説明いたしましたが、平成２６年９月に実施し、１，３９０人の市民モニターに回答をいただきました。

問１は、１年間に行った生涯学習活動の内容について尋ねたものです。２１年度と比較して、「（ｊ）ボランティア活動を１年以内に行った」と回答した比率が増加しており、ボランティア参加状況は着実に進展しているものと思われます。ただ、一方で、「（m）生涯学習は行っていない」と回答した比率はほとんど変化がなく、今後、この生涯学習活動を行わない層について、その原因を分析し、活動に参加していただくための仕組みづくりが必要になってくると思われます。

続いて、問２「１年間で行った生涯学習活動の方法・機会」についてです。この問は、問１で「（m）生涯学習は行っていない」と答えた方以外を対象とした質問です。

「（ｉ）パソコン、インターネットを利用した個人学習」が大幅に伸びております。当該アンケート自体がインターネットで実施したもので、回答者層の偏りも幾分影響していると思われますが、それでもここ数年の情報化の進展によるものが大きいと思われます。

また、「（ａ）行政機関や公共施設の講座・教室」の回答も順調に伸びており、市の提供する講座もおおむね市民の学習ニーズに合ったものが提供できていると思われます。

問３「生涯学習活動を通じて身に付けた知識・技能経験の活用意向」です。この問も、問１で「（m）生涯学習は行っていない」と答えた方以外を対象とした質問です。

この問については、前回調査より回答者１人あたりの回答数が増加しています。これは、生涯学習活動をいろいろ行っている市民や、一つの活動でも、複数の目的を持って活動している市民が増えていると考えられます。全体として、学習機会の需要が高まっていると言えます。

問４「生涯学習活動を行っていない理由」です。この問は、問１で「（m）生涯学習は行っていない」と答えた方を対象としています。ここでは、「（ｅ）どんな生涯学習活動があるのかわからない」が大幅に減少しており、生涯学習活動に関する情報を積極的に必要としている市民に対してはおおむね順調に情報が行きわたりつつあるものと思われます。

反面、「（ｉ）特に必要と感じない」の回答が増加しており、生涯学習活動自体に無関心

な市民に対して、いかに生涯学習の意義を周知するかが課題となっております。
問５は、平成２１年度には実施しなかった質問ですが、「生涯学習活動に関連した市の施設・環境の変化について」です。
「（ｆ）わからない」「（ｃ）変わらない」が大多数ですが、「（ｄ）やや悪くなった」「（ｅ）悪くなった」を合わせてもわずか４．４％であり、おおむねプラスの評価をいただいていると考えております。
問６「生涯学習関連施設に関する重点施策要望」です。この問についても、問３同様前回調査より回答者１人あたりの回答数が増加しており、生涯学習関連施設に対する要望が高まっていると言えます。ここでは、特に「（ｇ）学校の施設を開放する」が伸びていますが、これは、インターネットモニターの回答者層に比較的男女とも子育て世代が多いことから、学校が身近な施設として認知されていることが一つの要因として考えられます。
問７「生涯学習ソフト事業に関する重点施策要望」です。いろいろな要望がありますが、３０％を超える要望が３件もあるなど、市民の学習ニーズはさまざまで一本に絞るには難しい状況であることがわかります。
以上で、インターネットモニターアンケート実施結果の説明を終わります。

続きまして、団体を対象としたアンケートについて説明をさせていただきます。
このアンケートの実施に関しましては、生涯学習審議会の委員の皆様にも団体への周知をご協力いただき、誠にありがとうございました。この場をお借りしてお礼申しあげます。
資料３の１ページ「調査の概要」をお開きください。
このアンケートは、市内で活動するいろいろな団体を対象に行ったアンケートで、平成２６年１１月１７日から１２月２１日まで約１か月間実施し、約１，３００団体に回答をいただきました。こちらのアンケート結果は分量が多いので、一部要点のみ説明いたします。
４ページをご覧ください。「団体の会員人数」は図表番号１のとおりで、６人から１５人の団体が６割強を占めております。また、図表番号２のとおり、「団体の多数を占める会員の年齢」は６０歳以上がなんと約８５％を占めており、高齢化が著しいことがはっきりしております。
７ページをご覧ください。「団体の活動年数」は図表番号７のとおりで、１０年以上活動している団体が６割以上を占めています。
１２ページをご覧ください。「生涯学習活動に関連した市の施設・環境の変化について」です。どの分野においてもおおむね良好な評価ですが、特に「⑤職員の対応」と「⑥施設の利用手続きのしやすさ」が高い評価をいただいております。ただ、「⑥施設の利用手続きのしやすさ」については、「悪くなった」も２５％と高い比率を占めており、これは２５年度に導入したインターネットによる施設予約システムに対して賛否両論あるということを示していると考えられます。また、「②既存の施設の整備・更新状況」についても、１１％の否定的評価があり、老朽化等に対する不満も一部出ていることがうかがえます。
２５ページをご覧ください。「学習成果を活用している団体の割合」です。約４分の３の団体が何らかの形で学習成果を活用しています。その内容は２７ページをご覧ください。「市の施設の文化祭などへの参加」が圧倒的多数で、２位が「団体独自の体験教室・発表

会･展示会などの実施」、４位にも「地域の文化祭への参加」と団体の学習成果活用形式は、発表会・展示会などが多いことがうかがえます。

３４ページをご覧ください。「団体の抱える問題点」です。図表番号４５のとおり、「会員の固定化・高齢化」と「会員数の減少」が大きな問題となっています。

以上で、団体を対象としたアンケート実施結果の説明を終わります。

これらの評価や調査を踏まえ、本市を取り巻く生涯学習の現状と課題について改めて分析をいたしました。「第４次生涯学習推進計画概要版」パンフレット最終ページの「施策体系図」に表記されているとおり、基本施策は１０項目に分けられております。

この基本施策ごとに今までの取り組みの成果である現状と、これから取り組み、解決すべき課題、また、その課題を受けて、第５次計画の考え方にどのように反映したか示したものが資料４となります。

５次計画との関連部分については、後ほど説明いたします。

資料４「市を取り巻く生涯学習の現状と課題【概要版】」をご覧ください。

左上の「基本施策１」から順に説明いたします。

「基本施策１　地域での学習活動を支援する」では、地域において多くの個人や団体が取り組んでいる学習成果が既に生かされており、一定の成果を上げております。しかしながら、学習活動の長期化に伴い人材の固定化・高齢化により活力が失われることが懸念されるため、学習成果がより地域づくりに反映されるための仕組みづくりや、新しく学習活動を行うきっかけづくりが必要です。

「基本施策２　参加と協働により学習支援施設での事業を進める」では、多くの市民の施設ボランティア等の参加をいただき、成果を上げております。今後は、地域の意向や課題を施設運営に反映する仕組みづくりが必要です。

「基本施策３　学習成果を発表する機会をつくる」では、かなり多くの団体が自己の学習成果を活用しておりますが、大半が「文化祭」であることから、今後は、より自発的・積極的に地域に学習成果を還元できるような仕組みづくりが必要です。

「基本施策４　地域づくりにかかわる学習機会を提供する」では、ボランティアの活動意向は高まっていますが、それがボランティア養成講座などの受講にそのままつながっていないことから、活動希望者がスムーズに学習活動に参加できるような仕組みづくりが必要です。

「基本施策５　子どもを守りはぐくむ学習機会を提供する」では、家庭教育支援、学校教育外での定見活動、子どもの居場所づくりなどの事業を実施しておりますが、市として一体的に子どもを守りはぐくむ環境づくりを進めるため、部局間の連携を深めながら、効果的・効率的に事業を実施する必要があります。

「基本施策６　今日（こんにち）的課題についての学習機会を提供する」では、今後さらに急速に変化･多様化する社会において､さまざまな分野にわたる学習ニーズを把握し、それに応える学習機会の提供が必要です。

「基本施策７　ちばを学び創る学習機会を提供する」では、加曽利貝塚・千葉氏、海辺の環境など、千葉独自の地域資源を活用して千葉の歴史・文化を学び、今後も郷土に誇りを持てるような学習機会を提供していくことが必要です。

「基本施策８　学習活動に関する情報発信と相談を進める」では、生涯学習の意義や各種講座情報・団体情報などの生涯学習情報のＰＲ、また、学習に関する相談窓口の設置など、学習活動のきっかけづくりに努めておりますが、残念ながら、現在すべての市民に情報が行き届いているとは言い難い状況にあり、今後、積極的な広報・普及啓発活動が必要です。

「基本施策９　学習支援施設を運営する」では、現在学習支援施設を全く利用していない市民が一定数いることを踏まえ、情報発信とあわせて新たに利用者を呼び込む施設利用の仕組みづくりが必要です。

「基本施策１０　学習活動に関する調査研究を進める」では、今後も引き続き、学習活動に関する調査・研究を継続し、資質の維持・向上に努めるとともに、変化の激しい社会のなかで、常に最新の情報を収集する必要があります。

以上、簡単ではございますが、「市を取り巻く生涯学習活動の現状と課題」について説明させていただきました。

続きまして、この現状と課題を踏まえた、「第５次千葉市生涯学習推進計画の基本的な考え方（案）」について説明いたします。

資料５をご覧ください。１ページから順に説明させていただきます。

最初に、「１　計画策定の背景と趣旨」でございます。先ほどの現状と課題でお話しした内容と同様になりますが、「変化の激しい社会を生き抜く力の必要性」「生涯学習に対する多様な市民需要」「多様な人が集い連携・協働して学習する仕組みづくり」の３つの大きな背景と、国においては、平成２５年６月に「第２期教育振興基本計画」が閣議決定されておりますので、この方向性を考慮した計画の策定が必要となります。

次に２ページ「２　策定の基本的な考え方」でございます。今までの生涯学習推進計画の進捗や課題を検証するほか、国の計画、市の新基本計画等十分に考慮した計画としていく必要があります。

そこで「３　計画の位置づけ」でございますが、市の計画の位置づけとしては、下のイメージ図のとおりでございます。上位計画として千葉市新基本計画がございまして、その下に、本市の教育行政の基本方針として「学校教育推進計画」と、「生涯学習推進計画」が位置付けられております。

３ページをご覧ください。「４　計画の対象範囲と性格」です。第３次までは、本計画の上位に、より概念的な「生涯学習推進基本構想」が位置付けられておりましたが、第４次計画で周辺環境の変化に柔軟に対応するため、基本構想と基本計画の融合を図りました。第５次計画も、この考え方を引き継いだ計画にしたいと考えております。なお、この流れにつきましては、第４次計画本編の５ページに記載しております。

次に「５　計画期間」です。図をご覧ください。新基本計画及び学校教育推進計画と歩調を合わせ、第５次計画の期間は、平成２８年度から平成３３年度までの６年間としたいと考えております。

４ページに進みます。「６　計画策定の視点」です。（１）生涯学習の普及啓発（２）学習機会の提供等を通じた学習活動の支援（３）学習活動の成果の活用の支援（４）学習活動を核とした地域づくりの４項目を挙げさせていただきました。これは、市民が、生涯学

習の意義を理解し、学習し、その成果を活用し、最後に地域づくりに参画するというそれぞれの段階をイメージしたものでございます。

続いて５ページをご覧ください。「７　計画体系の見直し」です。

第４次計画の施策体系は、何度もご覧いただいておりますが、第４次計画概要版の最終面にございます。この基本的な考え方は継承いたしますが、現在、図の右側の点線で囲まれている「具体施策」の部分を省略し、個別事業についても、現在の３０４事業から厳選していく予定でございます。

また、計画期間中のさまざまな状況の変化への対応と計画の実効性確保のため、第５次計画の中間年度にあたる平成３１年度に見直しを行います。

６ページには、イメージ図を掲載しております。

７ページをご覧ください。「８　計画の点検・評価方法の見直し」になります。

議題１で説明させていただきましたが、第４次計画の評価指標については、活動指標と成果指標の評価を組み合わせた評価方法で、複雑で分かりにくい部分もございましたので、第５次計画においては、これらの指標の区別をせず、改めて「達成指標」として指標を設定する予定です。

また、評価につきましては、目標値に対する達成状況から「◎、○、△、×」の４段階で評価し、視覚的に評価がわかりやすくなるようにいたします。

８ページに続きますが、進捗管理については、計画事業費を設定していないこの計画では、事業ごとに全て目標値を設定することは困難であるため、一部の重点事業を除いては、事業ごとの評価は行わないこととします。

最後に、「策定スケジュール」です。

本審議会は、来年度６月、１０月、１２月の開催を予定しており、１２月には答申をいただきたいと考えております。これを元に平成２８年１月にパブリックコメントを実施し、３月に総合教育会議と教育委員会会議を経て、平成２８年度から計画を開始する予定です。

以上で、「第５次千葉市生涯学習推進計画の基本的な考え方（案）」の説明を終わります。

最後に「第５次千葉市生涯学習推進計画　施策体系の基本的な考え方」について、資料に沿って説明いたします。資料６をご覧ください。

まず、左上の「千葉市新基本計画」の部分をご覧ください。４項目が挙げられております。これは、新基本計画におけるまちづくりの方向性３「豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ」の中の施策の展開「３－２－１生涯学習の推進」の項目を抜粋したものです。

この基本計画を受けて、本市の教育行政の基本方針として、この第５次計画と、学校教育推進計画があります。この計画の目標としては、現在、考え方として「市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める」としております。

この計画目標を達成するための施策体系として、まず、施策展開の方向性として「①学習活動のきっかけを提供する」から「④学習活動を核とした地域づくりを進める」までの４項目を考えております。これは、先ほど基本的な考え方で説明させていただいたとおり、

市民が、生涯学習の意義を理解し、学習し、その成果を活用し、最後に地域づくりに参画するという段階をイメージしたものでございます。

この施策展開の方向性を実現するための基本施策がその右の項目で、基本施策１から９までございます。順に説明いたします。

基本施策１は、「生涯学習の普及啓発」です。

市民の皆さんに学びの楽しさ、大切さに興味・関心を持ってもらえるよう、様々な機会を活用して情報を発信し、学習のきっかけづくりにつなげます。

基本施策２は、「学習環境の整備」です。

学びに興味を持った市民の皆さんが学習活動をはじめるにあたって、快適で参加しやすい学習環境の確保に努めます。

基本施策３は、「地域特性を生かした学習機会の提供」です。

地域に対する理解と愛着を深めるため、地域の歴史や文化資源を活用した学習や、地域特有の課題解決に向けた学習機会を提供します。

基本施策４は、「市民ニーズに対応した学習機会の提供」です。

急速に変化･多様化する社会において､多岐にわたる市民の学習ニーズに対応するため、幅広い分野にわたる学習機会を提供します。

基本施策５は、「ライフステージに応じた学習機会の提供」です。

子どもからお年寄りまで､様々な世代のライフステージに応じた学習機会を提供します。

基本施策６は、「生涯学習活動の担い手となる人材育成」です。

地域における学習活動の活発化を図るため、リーダーやボランティアなどの人材を育成します。

基本施策７は、「学習成果の活用機会の提供」です。

学習の成果を地域に還元できるよう、様々な活用方法や機会を提供します。

基本施策８は、「地域における学習活動の支援」です。

地域におけるコミュニティ形成に資するため、地域が自主的に取り組む学習活動を支援します。

基本施策９は、「市民の参加・協働による学習活動の推進」です。

地域住民の参加・協働により、地域の意向を反映した学習活動を推進します。

以上で、議題２「第５次千葉市生涯学習推進計画の基本的な考え方について」ご説明とさせていただきます。委員の皆様から、ご意見をいただき、今後の計画策定作業に反映したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○**西川会長** 事務局の説明に質問や御意見などはありますか。

○**髙塚委員**　こども未来局の所管施設ですが、「子ども交流館」の事業や利用実績についてはこの計画の事業や評価には組み込まれていないのでしょうか。もし、教育委員会とこども未来局とで別々に進捗管理しているとすれば､一緒にやった方が効率的と考えますが、いかがでしょうか。

○**事務局（増岡生涯学習振興課長）**　「子ども交流館」の実績については、「事業番号５－２－１７」に分類して集計し評価対象としています。

○**委員**　その実績はどこでどのように評価されているのですか。

○**事務局（増岡生涯学習振興課長）**　分かりにくいのですが、事業番号が「５－２」に分類される事業は、「具体施策５－２」の実績として集計され、「基本施策５」の一部を構成し、さらに「施策展開の方向性２」の実績として足しあげられます。これは、計画本文１０２ページに記載されておりますが、複雑で分かりにくいので、次期計画策定時には改善してまいりたいと考えております。また、教育委員会の所管する事業以外でも、関連の深いものについては、それぞれ連携を考えてまいります。
○**事務局（廣森統括管理主事）**　基本的には、生涯学習推進計画と学校教育推進計画で、教育委員会内の所管事業を全て網羅することを考えております。
○**委員**　インターネットモニターについて、ご説明いただけますか。
○**事務局（土肥係長）**インターネットモニター制度は、市民局の広聴課が実施しているもので、市政の各分野における課題などについて、事前にモニター登録をしていただいた方に、インターネットによるアンケート調査にご回答いただき、その調査結果を市の施策の企画立案などに活用していくものです。定期的にいろいろなアンケート回答依頼がモニターに周知され､期間内に自由に回答する形式です｡今回の生涯学習に関するアンケートは、登録者４，０００人のうち１，３９０人の方から回答をいただきました。
○**委員**　この調査のために特別に実施したものではないのですね。
○**事務局（土肥係長）**そうです。この制度で様々なアンケートを実施しています。
○**委員**　「生涯学習は必要ない」と回答した方の年代層はわかりますか。
○**事務局（石川主任主事）**算出可能ですが、今すぐお答えできないので、後日お知らせします。
○**委員**　基本的に施策の体系としては事務局案でいいと思いますが、以前とかなりいろいろ社会環境が変わってきていると思います。
　特に、現在は、子どもから大人まで多くの人にスマートフォンやタブレットが普及していることで人々の個人化が著しい状況です。
　インターネットでいろいろ調べることは、多分に生涯学習的な要素が入っており、新しい生涯学習という見方ができるかも知れませんが、実態を調査したうえで、インターネット上で組織化したり学習成果を発表させたりする仕掛けをしていかないと、どんどん個人化だけが加速していってしまうおそれがあるので、何かこの環境を考慮した事業を考えていただきたいと思います。

議題３　放課後子どもプランの推進事業の評価について

○**会長**　続きまして、議題３「放課後子どもプランの推進事業の評価について」、事務局より説明をお願いします。
○**事務局（増岡生涯学習振興課長）**　議題３「放課後子どもプラン推進事業の評価について」説明いたします。
　まず、資料７で「放課後子どもプラン」の２５年度実績をもとに説明し、続いて、資料８で、昨年７月に策定された「放課後子ども総合プランについて」説明いたします。
　まず、「放課後子どもプラン」は、「放課後子ども教室」と「子どもルーム」を全ての小学校を活動場所として実施する「放課後対策事業」として創設されたもので教育委員会と市長部局が連携し、事業を推進するため、毎年度、この取組みについて生涯学習審議会で

ご審議をいただいております。
　それでは、資料７をご覧ください。
　まず１ページ目「１　千葉市放課後子ども教室推進事業」について説明します。
（１）の開設率については、毎年、全校実施を維持しております。
（２）の参加児童数は６，５４２人で前年度並みです。
（３）の指導員・協力員の人数は４，７０４人で前年度より２１５人減っております。
（４）の特別支援の参加児童数は３０人で７人増加しております。
（５）の平均実施日数は、２１．２日で前年度より１日減り、拡充には至りませんでした。
（６）指導員・協力員数１人あたりの児童をみる人数は、３．７７人で前年度より若干減っており１人あたりの負担が減ったことになります。
事業開始から７年が経過し、運営を担う地域の協力者も高齢化や人材不足を理由に、負担軽減のために実施日数を減らす学校も出てきております。
　こうした現状を踏まえ、教育委員会では、コーディネーターの複数配置や意欲的な活動を行う取組みへの活動費のインセンティブの付与などの運営支援を実施してきました。この３月には、新たに放課後子ども教室のボランティア登録制度を創設しました。３月１日号の市政だよりで募集しております。ただ、現時点でリアクションはあまり芳しくない状況です。
　放課後子ども教室推進事業については以上です。
○事務局（渡邉健全育成課長）　２ページをお開きください。放課後児童健全育成事業、千葉市では「子どもルーム」事業と呼んでおります。事業目標は、保護者等が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね１０歳未満の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全内育成を図るものでございます。この「おおむね１０歳未満」については、平成２７年４月１日の児童福祉法の改正に伴い、「小学校に就学している」と大きく制度が変更になります。
（１）登録児童数については、平成２３年度から年々増えております。なお、この数字は、年間の延利用人数を平均化したものでございます。ちなみに、今年度は約７，０００人に達し、平成２２年度と比較すると大幅な増加になっております。
（２）延長時間利用児童数とは、保育時間は通常午後６時までですが、これを午後７時まで延長して利用している児童数のことです。こちらは２，３００人程度で推移しています。なお、全利用者数の約３５％に相当します。
（３）登録する障害児数、平成２３年度は２４４人、２５年度は２５２人、２６年度は２５３人とおおむね２５０人程度が利用しています。
（４）子どもルーム設置数ですが、登録児童数の増加に伴い、増設が必要になりますが、磯辺地区や山王地区など、学校外にある子どもルームを統合して学校近隣や敷地内に移すなど、箇所数としてはそれほど変化していませんが、登録児童数の増加に合わせ、受入れ児童数を増やしております。ちなみに２６年度は１２３か所となります。
　なお、今年度からは、児童福祉法の改正に伴い、対象となる児童が６年生までと大きく拡大するのですが、本市の現在の設置状況で対象児童を全員受入れるのは困難ですので、２７年度は４年生まで受け入れることとし、以降、１年ごとに１学年受入れ学年を増やし、２９年度に全員受け入れ可能にする予定です。

なお、２７年度は、現在ある１２３か所の子どもルームで受け入れきれない高学年児童については、小学校の特別教室を利用した「高学年ルーム」で保育することとし、これが市内で２６校ございます。これを合わせて、２７年度当初の子どもルームは、１４９か所となります。

幼児保育については、２６年度待機児童ゼロを達成しましたが、子どもルームについては年々増加傾向にあり、２６年４月１日現在、待機児童は１７５人です。

子どもルームについて、説明は以上です。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　続いて「３　放課後子ども教室と子どもルームの連携」について、説明いたします。

同じ資料の３ページをご覧ください。

（１）の放課後子ども教室と子どもルームの児童共同で事業を実施した学校数」は、前年度と同じ４校で、季節行事やリクレーション活動を共同で実施しました。

内訳は、都賀、さつきが丘東、大巌寺、真砂西の各小学校です。

（２）放課後子どもプラン合同研修会の実施回数は、１回で、健全育成課企画のもと「食中毒への対応について」をテーマに開催しました。

（３）放課後子ども教室と子どもルームの両方に参加登録する児童数は、７３４人で、前年度よりも２３人増えております。

（４）全児童数に占める放課後子ども教室及び子どもルームに通う児童の割合は、２３．６％と前年度よりも約１％上がっております。

今後も、放課後子ども教室と子どもルームの連携強化について、両課で検討を重ねて参りたいと思います。

「放課後子どもプラン」についての説明は以上になります。

続いて、「放課後子ども総合プラン」について説明します。

「資料８」をご覧ください。

「放課後子ども総合プラン」は、昨年の７月３１日に策定されました。

１の「背景」ですが、子どもの小学校入学とともに仕事を辞めざるを得ない「小１の壁」を打破し、また、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、「一体型」を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるために策定されました。

なお、「一体型」とは、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の児童が、同一の小学校等の活動において、放課後子ども教室の開催時に共通のプログラムに参加できるものをいいます。「放課後児童クラブ」は、本市では「子どもルーム」を指します。

２の「放課後子どもプラン」との違いですが、新たに策定した「総合プラン」では、国として３１年度末までの具体的な目標値を設置し、一体型の定義について定めました。

３の国の目標ですが、放課後児童クラブの約３０万人分を新たに整備し、全小学校区２万か所で両事業が一体的または連携して実施すること、そのうち１万か所以上を「一体型」で実施する、そして新たに開設する放課後児童クラブの約８０％を小学校内で実施することとしております。

４の「千葉市子どもプランへの位置づけ」をご覧ください。

総合プランでは、今回の国の目標を、次世代育成支援対策推進法に基づく各市町村の行

動計画に盛り込むこととしています。本市の場合、子ども未来局が現在、作成中の「千葉市こどもプラン」に盛り込んでおります。

盛り込むべき項目は、（１）から（５）の５項目になり、それぞれの項目に対し、千葉市のプランでどのように位置づけたかを記載しております。

詳細は、参考資料２「千葉市の子どもプランの抜粋」をご覧ください。

１００ページ～１０１ページの「１－１子どもルームの拡充」から「１－４の総合的な放課後対策の推進」までが国のプランに基づき盛り込んだものです。

個々の説明は省略させていただきますが、「子どもルームの拡充」と「一体型の整備」について、今後、５年間目標値を定め推進して参ります。

５の「２７年度の主な取組み」をご覧ください。

国の計画に基づき、放課後子ども教室は、引き続き、既存の取組みを全小学校で実施して参ります。

子どもルームは、対象者を小学３年生から４年生まで拡充し、施設数を１２３か

所から１４９か所に拡充します。その中で一体型を進めるため、学校施設内での設置を進めます。

そして、総合的な放課後対策について、教育委員会及び市長部局が連携し検討していきます。

説明は以上です。

○会長　結構制度が大きく変わるようですね。ご意見・質問はありませんか。

○委員　制度改正に伴い、平成２７年度はまず小学４年生を受け入れるとのことですが、子どもルームの増設は学校内でできるのでしょうか。

○事務局（渡邉健全育成課長）　先ほど説明しましたとおり、図書室・多目的室・生活室など小学校の特別教室を利用してお預かりするので、新たに施設を設置するということではございません。

○委員　職員は別にいるということですよね。

○事務局（渡邉健全育成課長）　この事業には、学校の先生ではなく、指導員が配置されます。特別教室を利用している場合も同様です。

○委員　その人員は確保済みということですね。

○事務局（渡邉健全育成課長）　本市では、この事業は千葉市社会福祉協議会に委託して実施しております。現在、補助指導員について若干不足していますが、主任指導員は既に確保できていると聞いております。

○委員　私の住む小学校区では、子どもルームが設置されていないので、働いている保護者は、子どもルームのある小学校に子どもを入学させざるをえず、最寄りの小学校なのに通わせられないという状況になっております。解決の見通しはあるのでしょうか。

○事務局（渡邉健全育成課長）　現在、本市では１１３校の小学校区がございます。来年度は統合に伴い、１１２校区になりますが、このうち、子どもルームがない小学校区が５校区ございます。ただ、そのうち１校区は民間法人が子どもルーム事業を行っておりますので、実質４校区に子どもルームがないことになります。

美浜区では、稲浜小学校区に子どもルームがない状況ですが、現在、この近隣で宅地開発が予定されており、児童の増加が見込まれますので、その推移を見ながら設置する予定

です。その他の３校区は全て若葉区で児童数が少なく、子どもルームの需要調査をしても数人程度という状況ですので、今後、放課後総合プランの中で検討してまいりたいと考えております。

○委員　「放課後児童クラブ」と「子どもルーム」との関係は。

○事務局（内藤係長）　「子どもルーム」と同一のものです。「放課後児童クラブ」は厚生労働省の呼称です。

議題４　その他

○会長　それでは、議題４について事務局説明をお願いします。

○事務局（渡邉健全育成課長）　資料９をご覧ください。「放課後学習支援事業について」でございます。名称としては、「放課後児童健全育成事業」や「放課後子ども教室」に似ておりますが、これらとは切り離してお聞きください。

「１　事業概要」目的としては、放課後等に小学校を活用し、塾・習い事の導入や、大学や企業等がコーディネートし、多様な活動や体験の場を提供することにより、児童の学びに対するきっかけ作りや学習意欲の向上を目指すものです。

事業のイメージとしては、二つのパターンが考えられます。

まず一つは、学校の空き教室を利用して、塾や習い事を実施してみる、ということです。

もう一つは、「放課後子ども教室」の有料版です。大学や企業・NPO 等が持っている多彩なプログラムを、普通の放課後子ども教室とは別に小学校の空きスペースで提供するものです。例えば「科学シリーズ」として、１年間を通して科学について学ぶコースなどを設けて、大学や企業のいろいろなプログラムを提供してもらうという感じです。

事業内容としましては、①対象児童は、希望するすべての児童、②事業提供者は、先ほど申しあげた前段の塾や習い事においては塾・習い事事業者、後段の放課後子ども教室有料版では大学、企業、NPO 等が挙げられます。③事業内容としては、塾と言っても様々な塾がございます。進学を目指すもの、学習補助的なもの、また、資料に記載のように学習の楽しさ発見、珠算・習字、そのほかにはスポーツもあるかと思います。このようなものを塾・習い事事業者、大学、企業等が提供する事業です。④利用料は有償です。

実施校は４校となっておりますが、塾・習い事を導入するのが２校、放課後子ども教室有料版を導入するのを２校と考えております。ただ、導入する具体的な学校については、これから検討してまいります。

スケジュールとしては、この事業を実施するにあたり、放課後子ども教室などで利用している空き教室をお借りするということを校長会に報告をしたところでございます。今後、来年度の４月から保護者アンケート及び実施校選定を行い、７月までに実施する学校及び実施主体をプロポーザル形式により公募で選定したいと考えております。

なお、２７年度中は、「プレモデル事業」として開催します。塾・習い事であれば、「お試し期間」として１か月程度無償で事業を体験してもらうということでございます。それで引き続き受講したいということであれば、２８年度から有料で受講してもらいます。放課後子ども教室無料版の場合も、やはり「体験期間」として３か月程度いくつかのプログラムを無償で体験してもらい、またやってみたいということであれば２９年度以降有料で参加してもらう、という形で実施していきたいと考えております。「プレモデル事業」とは、

そういう意味でございます。

予算額は４００万円で、全額国費でございます。歳出として、コーディネート委託料を３００万円計上していますが、この内訳は、放課後子ども教室有料版のコーディネーターが１人当たり１５０万円なので２校実施する分でございます。

なお、裏面は、先日校長会で説明した際の質疑応答をまとめたものでございます。

この事業については、こども未来局で所管してまいりますが、教育委員会と連携・協力しながらすすめていくものでございます。最後に、本事業は原則有料であることから、公教育とは性格が異なるものであり、全市的に広げていこうとするものではないことをご理解いただきたいと思います。

○委員　これは学校に塾が入ってくる、ということですよね。校長会で説明されたということですが、このような取り組みは千葉市では今までなかったことです。導入について十分な論議がされたのか疑問があり、学校関係者として私は憂慮するところです。

○会長　資料の質疑応答を見ると、校長会でも論議があったようですね。

○事務局（渡邉健全育成課長）　校長会からも、慎重に進めて欲しいとの意見をいただいております。

教育委員からは、現場と議論を重ねて進めるようにとの意見のほか、保護者側には一定のニーズがあるのではないかとの意見をいただきました。

公教育の中に塾が入ってくる事例としては、類似のもので杉並区の「夜スペ」などがあります。事業案については、文部科学省に事前に確認し、法的には問題ないとの回答はもらっておりますが、慎重に進めていきたいと考えております。実施する学校についても、現場の校長先生のご理解はもちろん、保護者のニーズについても十分に把握したうえで進めていきたいと考えております。

○委員　現在モデル実施している学校地域支援本部と関連してくるものですか。

○事務局（渡邉健全育成課長）　現時点では、既存の全事業と異なるものとご理解ください。将来的には、放課後子ども教室との連携も考えられますが、これについては、今後、教育委員会と協議を重ねて考えてまいります。基本的に、全く異なるものとお考えください。

○委員　なぜ、今このような事業が持ち上がったのでしょうか。

○事務局（渡邉健全育成課長）　一つの視点として、多様な放課後の居場所づくりがあります。現在、子どもたちが通う塾が立地しているのはほとんどが駅周辺です。例えば稲毛区では、区内の塾の６割が稲毛駅前に集中しています。

子どもたちが被害者となる事件が問題となっている現状で、保護者としては、駅前の繁華街に子どもを通わせるよりは、近隣でできるだけ安全なところに行かせたいという考えがあります。学校内に塾が入ることにより、徒歩圏内の比較的安全な施設に子どもを通わせることができるという保護者側のメリットと、学校施設を利用して塾を開くと固定費が割安になるという塾経営者側のメリットが考えられるので、試行的にモデル事業を実施することを考えたものです。

○委員　最近、少子化で塾の経営も厳しくなっていると聞いております。この事業は、学校で営利企業の塾を救済するようなことになってしまい、いかがなものかと思います。

塾が学校の空き教室に入るという形式は今の説明でわかりましたが、一般的には、「学校

に塾ができる」という印象しか受けないと思います。
○**委員**　先ほどの説明からうがった見方をすると、現在実施している放課後子ども教室がいろいろな問題を抱えているので、将来民営化していきたい、その第一歩としてこの事業を考えている、と取れないこともないのですが、いかがですか。
○**事務局（渡邉健全育成課長）**　そのようには考えておりません。放課後子ども教室事業も既に開始から１０年経過し、地域に十分に根付いている現状で、全部切り替えてしまったり、やめてしまったりというようなことはいたしません。
　例えば現在週１回放課後子ども教室を実施しているところで、そこに週１回この事業を追加する、というイメージです。もちろん、コーディネーターの方には十分説明し、ご理解いただいた上で導入いたします。その後、両者が連携する可能性については、教育委員会と協議を重ねて考えてまいります。
○**委員**　法的な話ですが、学校という教育財産を営利企業に貸出すことは、行政財産の目的外使用として問題ないのですか。
○**事務局（渡邉健全育成課長）**　ほぼ同様の先行事例である杉並区の「夜スペ」について、裁判になっておりますが、平成２４年時点で高裁の適法とする判決が出ていることもあり、問題ないと考えております。
○**委員**　実施する学校の選定は進めていますか。
○**事務局（渡邉健全育成課長）**　まだ始めておりません。
○**事務局（増岡生涯学習振興課長）**　現在、放課後子ども教室事業は、地域の教育力を高めるという目標により、地域の方々に参画いただいて実施しております。このため地域差がありますが、平均すると月１、２回程度の実施回数です。また、放課後の子どもの居場所づくりという側面も併せ持っていますが、それを強調するには実施回数が不足している現状があります。
　放課後学習支援事業の主目的は学習支援ですが、こどもの居場所づくりを補完するという側面があります。
　なお、現在、公民館のあり方の検討過程においても、公民館を地域の多世代交流拠点として位置付け、今まで以上に子どもの居場所としての機能を強化していこうと考えております。このような、放課後を過ごす子どもが安全に過ごせるさまざまな選択肢を提供していく中の一環として考えております。
○**事務局（廣森統括管理主事）**　法的な問題点について補足します。憲法第８９条に抵触する可能性については、当該事業の実施団体に対して、仕様を定めることにより、公の支配に属せしめることができると考えております。
○**委員**　この事業の実施を望んでいる関係者が保護者、児童・生徒側なのか、学校、教育委員会・市長部局側なのか分かりませんが、新しい事業が打ち出されている一方で、既存の事業の予算がどんどん削減されている現状を見ると、新規に事業を行うことも重要なのですが、私としては、既存の事業をもっと強化していくことの方が重要ではないかと思います。
○**事務局（増岡生涯学習振興課長）**　既存の事業の強化ですが、放課後子ども教室事業については、昨年も、インセンティブを設けたり、指導員を増やしたり我々も努めております。ただ、よりよい環境実現のため、新しい試みも必要と考えております。

○**委員**　この事業の類似の事業として、千葉市シルバー人材センターが実施している「おさらい教室」があります。そちらをより拡充した方がよいのではないでしょうか。
○**事務局（渡邉健全育成課長）**　放課後学習支援事業は、平成２７年度は全額国費実施です。ここで空き教室に鍵をつけるなど事業に使えるよう施設改修等を行います。平成２８年度からは全額市費負担の事業となりますが、塾・習い事事業に関しては、市費は投入しないこととしているので、既存の事業の縮小と引き換えの新規事業ではないことをご理解いただきたいと思います。
○**事務局（廣森統括管理主事）**　放課後学習支援事業は、当初４校のモデル事業としますが、その校区だけではなく、もう少し広い地域から参加できるよう、仕組みづくりをしていきたいと考えております。また、この事業をやってみて、参加者の評価が高ければ、少しずつ実施校を増やしてまいりたいと考えております。
○**委員**　私の意見としては、この事業は、「学習支援」と銘打っているのですから、本来教育委員会がやるべき事業ではないかと思います。
○**会長**　会全体としては、この事業の趣旨については良くわかりますが、より慎重に進めていただきたいという意見です。よろしくお願いします。

○**会長**　最後に、課長から公民館のあり方について説明をお願いします。
○**事務局（増岡生涯学習振興課長）**　公民館のあり方について説明いたします。
冒頭に申しあげたとおり、議会答弁でも「公民館のあり方」についての質問が出ておりますが、今後の公民館のあり方については、「地域活動の充実」、「多世代交流拠点」、「生涯学習ニーズへの対応」、「社会教育活動の活性化」などの役割を果たすとともに、多様な方々に幅広く利用される「地域の総合交流拠点」として、様々な視点から総合的に研究を進めているところでございます。
運営手法については、議会でも答弁しておりますが、指定管理者制度も一つの有力な手法と考えておりますが、まだ検討段階でございます。
また、公民館を、先ほど申しました「多世代交流拠点」として、放課後の時間帯に子どもたちが自由に来られる環境にしたいと考えております。実は、既に多くの子どもたちが、公民館のロビーなどのフリースペースで遊んでいる実態がありますが、さらに積極的に、学校を通して公民館が放課後の居場所の一つであることをＰＲしていくことも必要ではないかと考えております。
例えば、イメージですが、子どもたちが集まる時間帯に活動しているサークルが、子どもたちを受け入れて体験活動をさせるというようなことができれば大変有意義なことではないかと考えております。
現在の枠組みでもこのような連携は可能ですので、中核公民館を通して、実現可能性について調査するとともに、積極的に子どもの居場所となるように公民館に指示したところでございます。
○**事務局（朝生生涯学習部長）**　千葉市で既に５０年の歴史の公民館ですが、おおよそ中学校区ごとに１館の方針で設置しており、これは全国的に見れば比較的稀有なケースであり、重要な財産です。
千葉市の育成委員、相談員、体育関係の団体などは、中学校区ごとに組織され、地域の

中で活動を展開していただいております。公民館は、先ほど申し上げたとおり中学校区ごとに整備されているので、そのような団体の活動の核として活かしていけないかと現在考えております。子どもの居場所づくりとして開放していくことも、この一環でございます。

今後は、公民館を、社会教育施設としてのみならず、生涯学習施設として、あるいは地域の絆作りの拠点として活用できるよう、あり方を検討しているところでございます。これについては、決定次第改めて委員の皆様に説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○**会長**　以上で本日の議事を終了します。

（午後３時４０分閉会）

問い合せ先　千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電　　話　０４３－２４５－５９５４
ファックス　０４３－２４５－５９９２
電子メール　shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp